

◆そこそこ頑張る改正案

現在の条例	東田からの改正案 (分けずに追記、主語を見直す案)
<p>第4章 町内会及び町民活動団体 (町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第15条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。</p> <p>2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p>	<p>第4章 町内会及び町民活動団体 (町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第15条 町内会とは、地域の総意を代表する組織として、また地域コミュニティ組織として、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である団体をいいます。</p> <p>2 町民活動団体とは、町民が主体性をもって組織し、自由な社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p>
<p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第16条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。</p> <p>2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</p> <p>3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第16条 町内会は及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。</p> <p>2 町内会は、居住する地域の町民が、そこに暮らす町民全体または町内会会員に対して、暮らしに密着した課題解決のため、それぞれの会則等に沿って、目的を達成する活動を行い、町民の暮らしと自治を支えます。</p> <p>3 町民活動団体は、町民自らが自由な社会貢献活動が発展する社会を目指し、社会をつくりあげていくよう行動します。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</p> <p>5 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。</p> <p>6 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。</p>
<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割)</p> <p>第17条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割)</p> <p>第17条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。</p> <p>2 町民は、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である町内会と、自由な社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与する町民活動団体の、それぞれの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</p>

<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割)</p> <p>第18条 議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割)</p> <p>第18条 議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。</p> <p>2 議会は、町内会の加入促進等への協力連携を図ります。</p>
<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割)</p> <p>第19条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割)</p> <p>第19条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</p> <p>2 行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。</p>

◎答申書への改正への意見

(答申ポイントやヒアリングの議事録から、参考部分をコピペしたのみ)

(条例改正をする背景や理由、改正するポイントなどを順に記載するイメージ)

●町内会について

- ・何かしらの事で、町内会を盛り上げたり、サポートする体制や仕組みを作れないか？
- ・自治の基本であること、町内会条例など?? (ヒアリング結果より：役場の職員や教員でも抜ける。そういう中での町内会運営は非常に難しい。行政や全町連とこの大変な思いをお互い共有し合いながら、もっと連携をとれたらいいと思う。議員にも町内会の役員たちは苦しんでいるということを知ってほしい。そこから、子どものことや地域の活性化のことも含めて考えてもらえれば。どん詰まりの状態まで来ている…その中でもこの学生との交流は希望だと思っている。町内会が盛り上がっているところを、非加入世帯の方々にも見せてあげたい)

●町内会の役割が減った→町内会に入っているメリットが見えない。

- ・自治推らしく「自治を推進する」という視点を軸に置いて、メリットを伝えられないだろうか？

●ヒアリングから知った現状について

- ・ヒアリングでの意見で出た、「町内の世帯の変化も影響しているということを言いたい。町内会ばかり頑張っても追いつかない」という現状を、町長の答申に書けるか？

●町内会の加入について

- ・ヒアリングより：町内会の加入率が低いこと。現状4割切れるぐらいの加入率。例えば、役場から避難所の運営を町内会でやってくださいと言われても、6割は知らない人たちばかりなのに、4割切れている人たちで避難所運営なんてできないと話をしている。

- ・特に役場の職員に、町内会に加入してほしい。

- ・役場は、町内会は必要ではないの？ (特に市街地)

→これに対して、自治推はどう動けるのか？

●町内会との協働等について

- ・町内会全体に共通するメリット・デメリットや課題は何か？、条例改正を含めて、どう考えるのが良いのか？難しい。

- ・それぞれの町内会に総務部長ができる人、会計できる人がいるとは限らない。そこを助け合える仕組みがあるといいのかもしれない。

- ・合併する話になってくるのではないかと。世代も変わってきているし、合併してもいいのではないかと。

→条例で、町内会を特筆したことで、自治推ができそうな提案等は？

→町内会を助けられそうなこと、作れそうなサポート体制、共に考える場所の提供（しるべカフェは、「まち懇」で町民から出た意見をもとに、N-CANで行政に提案して協議した結果実施することになった。そういうことが全町連でいえば、幟や会員割引カードだと思う）など。例えば、しるべカフェ町内会版をやってほしいという要望書を書くなど？

●議員との懇談から、自治に担い手としての基本単位

【議員からの意見まとめ】

- ・「町内会」と「町民活動団体」は分けるべきではないか。
- ・「町内会」は共助の基盤であることを明記したほうが良いのではないか。

議員：第15条で、町内会と町民活動団体を同列に置いているが、違うのではないだろうか。

町内会というのは、地域の住民同士が、自分たちの意見を集めて創意を作り自分たちで実行していくという、自治の基本単位なのだろうと考えている。

そうすると町内会というのは共助の基盤であるという文言が入るのではないかと考える。自助共助公助の中の共助の基本単位となるのが町内会であるということをしかりと表記すべきだと思う。

町内会長は会員の過半数の意見を代弁する責任を持たねばとも考える。町内会に関しては、今まで一般質問をしたこともあるが、自治基本条例ができた後も刻々と組織率は落ちているということからも、この条文は意味を成していない。

意味を成すためにはどうあればいいのかという議論をみなさんでしていただいて、その影響力を行使していただきたいと強く願う。

東田F：全町連のみなさんとの意見交換の際、今のような具体的な体制の話は出なかったが、もう少し強い形で組織の層を厚くするための方法はないか、自治基本条例の改正も含めて力になれないかというところと、全町連側のみなさんが力になってほしいと思っているのか、どのように思っているのかをすり合わせていくことが必要だと思った。

会長：『第18条 議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。第19条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。』とあり、今町内会加入率がぐんぐん下がっている現状にこの条文が使えるのではないかと。

委員：第15条から第19条まで「町内会及び町民活動団体」と一括りになっている。読み進めると、町内会も町民活動団体も一緒だというような感覚になる。

今の議員の意見は、町内会と町民活動団体は別だという意見で、条文も変わってくるのではないかと。

東田F：意見のとおりで作るとしたら、町内会と町民活動団体が別々の章立てになるのかはわからないが増える形になる。その方が今の現状とそもそもの町内会の立ち位置に合っているのではないかとということになる。この部分は条例作成当時もすごい議論があった。

会長：当時、町内会加入率は平均約70%台だったと思う。

町内会は地縁の関係なので町民活動団体とは別ではないか、もっと大切にしたい方がいいのではないかと議論はあったが、最終的に今の形に収まった。

他市町等の条例だと「コミュニティ」という表現になっていて、明確に「町内会」と記載されているのは全国でも初めてではないかという作り方だった。

議員：参考までに、町内会数は現状30前後とだいたいわかるが、町民活動団体は自治推で把握されているだけで、町内にどのくらいあるのか。

会長：N-CANの調べでは、コロナ前には125以上の団体があった。今は活動ができてない団体もある。昨年サークル情報サイトの掲載について募集したところ、活動内容や団体名を表に出した団体は50以上あった。それ以外に名前を出さない団体もあるので、100前後の団体はあろうかと思う。

東田F：高齢化であったり、趣味のサークルではない形であったり、解散したり逆に新しい団体ができたりということを繰り返しながら増えたり減ったりしている。

議員：新しい団体が設立された際は届けがN-CANに行くようになっているのか？

会長：そのような集約をする仕組みはないので勝手に把握している。サイトの掲載を案内したりする。

例えば芽室町であれば市民活動センターがあって、そこで集約しているが、中標津にセンターという施設はないが、機能として中間支援はある。

議員：そうすると町内会とはやはり一線を画すべき。スポーツ団体等も入っていると、かなり活動の内容も違うと思うので、今聞いた感じでは分けた方がいいと思う。

委員：自分は郡部で酪農を営んでいる。郡部で活動している町内会は、ほとんどの農家の人が加入して活動しているような団体となる。町長等の話を聞くと、町内会は任意の団体と言われてしまうのが寂しいと個人的に感じるころではある。活性化するための何か手立てはないのか、町中の加入率の低さを思うと、何かいい方法はないものかと思っている。

令和3年の答申書の(2)③の「協働」の段落では、今回も話に出た町内会と町民活動団体を一括りにせず、それぞれ定義付けを行えばどうかという話が意見として出ていたことが書かれている。やはり以前からの懸念事項だったと感じる。

東田F：改正に関してはずっと頭の上に乗っかっている。最初は町内会という言葉は明確に入れたことだけでもまずはよしということだったが、自治推進会議の中で町内会は大事だよね、それなら次のステップに移ろうかという感じもあり、そういう時期に来ているのかと自分自身も感じる。

議員：議会の道内外視察で他の自治体の役場や市役所を見学する機会があった。その折、ロビーに町内会に参加しようという幟が立っていたり、公用車に広告が入っていたりという活動の様子をたくさん見てきた。うちの状況と比較して、これではいけないということで、令和5年9月に厚生常任委員会で代表質問をした。

それによって幟を何枚か作成できた。もう一つ、まだ実現していないが、町内会のことに非常に詳しい札幌にあるコンサルタント会社を訪問し、町内会のこれからの在り様について勉強したが、すごく感動した。それを中標津の多くの関係者にも話を聞いてもらい気運にしたいという思いで、代表質問の中で取り上げたが、「研究します」という返答となった。その後決算審査の中であれは一体どうなっているのかという質問が出るが、いまだ実現していない。今日話を聞く中で、議会としても町内会の活性化、参加者を増やすためにもっと頑張らねばと思うところである。

東田F：札幌市はついに昨年、町内会の促進に係る条例を制定した。これにはずいぶん反発もあったし逆に支援する声もあった。いろんな意味で私個人が書きたかった条文にはならなかったが、まずは一つ作れたのはよかったと思っている。

全町連との対話の場でも町内会のメリットデメリットの話が出た。

議員：いつも話題になるのは、中標津町は除雪、街灯の管理などを町で行ってくれているので、そうすると、例えば単身だったら町内会に入っても子どもたちの集まりに呼ばれるわけでもない、高齢者の会に呼ばれるわけでもない、会費要員のようになる。そこをもう少し変えていかないといけないと思う。

東田F：札幌では町内会に入っていないとゴミを回収してもらえない、除雪をしてもらえないなど、目に見えるようになったので加入率は上がった。でもそれが本来の姿なのかと言われると、微妙な気がする。エサがあったから入るのかみたいな気持ちになってしまう。なかなか難しい。

委員：札幌に住む子どものアパートの家賃には町内会費が含まれていて自動的に加入していることになるが、全然活動はしない。

議員：計根別の町内会の加入率は下がってきているのか？

委員：加入率としては変わらないと思うが会員は減っている。7～8割ぐらいの加入率。公住に住んでいる方たちは低い。転勤の方は入りにくいというのはある。子どもがいれば別かもしれないが。

東田F：町内会と町民活動団体の条文については自治推でも考えていこう。

もし何か違う意見などあれば、今日でなくても構わないので教えていただきたい。

○答申書へのまちづくりに関する附帯意見（昇順について考える：町民ファシリ→外国人→若者→

●町民ファシリテーターについて

- ・町民ファシリの経緯、町民自治における役割や必要性、広がりなど

●外国人について

- ・外国人との付き合い方などの現状や課題など、条例改正に通じるまでの課題はなかったと感じた。

・町民の変化という視点では、解説書の書き換えや、答申へ意見や今後の課題（継続的に注意していくことという視点？）として入れる可能性はアリだと思った。

・今回は、「日本語の勉強をしている」学生を受け入れている地域へのヒアリングだったので、資格取得や働くという視点で関わる学生へのヒアリングや、地域へのヒアリングをしないと、全体像は見えてこないのかも？と感じた。

・関係性がよくて、本当によかったし嬉しかった。町内会の活動を、他の町内会や町民にPRしてほしいと思う。

・ベトナムだと町内会などもあるから同じ感覚で入りやすいので、町内会対策として、何か策が講じられるか？

・外国人のための必要なこととして、Wi-Fi 環境を増やす、プラットフォームを検討するなど？、雪への情熱を上手く使う（雪像作りなど）、いきなり町単位ではなく地域単位での集まりへのお誘いなど。

・柔軟性もあり海外的な考え方も持っていて、日本的な考え方もわかるために、高木先生のような人を増やす（NICA の会(中標津 international culture association) という国際交流を目的とした団体の方)、勉強会や集いを主催する？

・「国際的なまち」にするための方策を、町民みんなで考えるなど？

●実際に暮らす外国人が増えたことから、解説書に入れられるようなエピソードが有るかも？

エピソードの例として、

・買い物しやすい。日本の店では販売していないものも簡単に手に入れられる。

・町内のお店が外国人に配慮し、外国人向けの食材や調味料等も揃えていて感動した。

・安全だと思う。特に地震の時は津波の心配はないと思っている。

・彼ら留学生は自転車に乗るので、警察と協力して乗り方の勉強会などを行っている。

・CIR が日本語の勉強会を立ち上げ、生徒を募集している。ぜひ日本人も参加してほしい。

・中標津町民がまだ外国人に慣れていない、なかなか英語を話せない遠慮というか、どういうふうコミュニケーションを取っていいかわからないなど。（しかし実際には、子どもたちはすごく楽しく遊んでくれるし、子どもが来ると親も来るので、新しい人が来てくれる）

・中標津町のいいところとして、Free Wi-Fi が多い。

●若者について

特に自治への参加について

・思っているより、参加への意欲はあったが、どう取り込めるのか？自治推だけでは難しい？

・解説書の書き換えや、答申へ意見や今後の課題（継続的に検討していくという視点？）として入れる可能性はアリだと思った。